

監査の結果により講じた措置について

1 財務監査（定期監査）及び行政監査の日

令和3年11月25日

2 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果公表日及び提出した日

令和3年12月20日

3 講じた措置の通知があった日

令和4年1月14日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

道路部

令和3年11月25日執行 財務監査（定期監査）及び行政監査

指 摘 事 項	措 置 状 況	改善、又は 検討の目標 年 月 日
<p>(道路管理課)</p> <p>道路占用料及び路面復旧監督事務費負担金について、調定手続が規則の定めのとおり行われていませんでした。また、未納付者への督促手続について、条例の定めのとおり行われていませんでしたので、今後は適正な事務執行をされたい。</p>	<p>調定事務については、毎週許可日に調定を行うことを定例化するとともに、占用料等の支払までの事務処理を適正に履行するため、指摘事項の内容を再認識し、事務改善フローに基づく事務執行を徹底します。</p> <p>また、複数の業務を兼務した中でも確実かつ正確に本業務を遂行するため、本課の道路情報システムの更新に伴い、道路占用許可事務に係る許可</p>	<p>事務執行の適正化 令和3年11月25日</p> <p>事務のシステム化 令和6年度</p>

	<p>書や納付書の発行から督促状の作成までをシステムの中で一貫して行うことが可能となるよう、令和6年度のシステム稼働を目指します。</p>	
--	---	--